

小規模事業者・中小企業者・中堅企業者について

業種	小規模事業者	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		中堅企業者
	常時使用する従業員の数	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	20人以下	3億円以下	300人以下	2,000人以下 (中小企業者を除く)
② 卸売業	5人以下	1億円以下	100人以下	
③ サービス業	5人以下	5,000万円以下	100人以下	
④ 小売業	5人以下	5,000万円以下	50人以下	

■ 事業者とは……会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう
 ■ 製造業者とは……日本標準産業分類に掲げる製造業を営む事業者をいう
 ■ 物流業者とは……日本標準産業分類に掲げる運輸業及び郵便業を営む事業者をいう（主として旅客の運送を行う事業者を除く）

みなし大企業について

上記表の内、次の①～⑤のいずれかに該当する事業者はみなし大企業となります。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額… 同一の大企業が2分の1以上所有している
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額… 大企業が3分の2以上所有している
- ③ 役員数……… 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額… 上記①～③のいずれかに該当する者が総額を所有している
- ⑤ 役員数……… 上記①～③のいずれかに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

工場等を新設・増設したい

対象者 **製** 製造業者 **物** 物流業者 **全** 全業種 **個** 個人
団 商店街振興組合等の団体

※ **認定必要** は事業を開始する前に認定申請が必要です。 ※ **本社移転** は市外からの本社機能移転を伴う場合のものです。

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
1	認定必要 工場新増設事業助成金 製 企業活動支援課	工場等の新増設を行う場合 (1) 建物の延べ面積が500㎡以上であること (2) 建物投資額が1億円(中小企業者については5,000万円)以上であること (3) 建築確認を伴う工場等であること (4) 住居系地域ではないこと 着工30日前までに認定申請すること 最初に固定資産税を課された年度の6月末日までに交付申請すること ※地鎮祭や杭打ちなど対外的に着工したことを説明できる日を着工日とする	固定資産(建物)に係る評価額の10%以内 (本社移転 12%)	2億円/年
2	認定必要 高度先端産業立地事業助成金 製 企業活動支援課	高度先端産業の工場の新増設等を行う場合 中小企業 (1) 助成対象経費が2億円以上であること (2) 新増設等に伴い常用雇用従業員を新たに5人以上増やすこと 愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付対象であること	固定資産の取得費用の合計額の10% (みなし大企業は8%) 以内 (既設又は貸借する建物内に新たに機械設備を設置する場合、5% (みなし大企業は4%))	10億円/年

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
3	認定必要 創造産業立地事業助成金 製 企業活動支援課	① 工場等の新増設等を行う場合 中小企業 (1) 次世代成長分野等又は愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種に該当すること (2) 20年以上市内に立地していること (3) 25人以上の常用雇用者数を維持すること (4) 取得費用1億円以上であること 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象であること ② 工場等の新増設等を行う場合 中堅企業 (1) 次世代成長分野等又は愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種に該当すること (2) 20年以上市内に立地していること (3) 25人以上の常用雇用者数を維持すること (4) 取得費用1億円以上であること 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象であること ③ 工場等の新増設等を行う場合 大企業 (1) 次世代成長分野等又は愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種に該当すること (2) 20年以上市内に立地していること (3) 50人以上の常用雇用者数を維持すること (4) 取得費用25億円以上であること 愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象であること	固定資産の取得費用の合計額の10% (みなし大企業は8%) 以内	10億円/年
	認定必要 既設工場取得事業助成金 製 企業活動支援課	建物及び土地(建物の取得から前後30日以内に取得した、その建物の立地する一連の土地に限る。)を購入する場合 (1) 工場等として使用するものであること (2) 延べ面積が500㎡以上の、自社の事業の用に供されていない建物であること (3) 建物及び土地の投資額の合計が1億円(中小企業者については5,000万円)以上であること (4) 親会社又は子会社から取得するものではないこと (5) 住居系地域ではないこと (6) 建物又は土地の取得日のうち、最も遅い日から3年以内に工場等を操業すること 建物又は土地の取得日のうち、最も遅い日から30日以内に認定申請すること 工場等の操業を開始した日の属する年度の翌々年度の4月から6月までに交付申請すること	工場等の操業を開始した日の属する年度の翌々年度において、課税されることとなる固定資産に係る評価額(建物、土地)に100分の3を乗じて得た額以内 (本社移転 の場合は100分の4)	1億円/年
	認定必要 地盤調査等事業助成金 製 企業活動支援課	地盤調査、地耐力調査その他の調査又は地盤改良を行う場合 (1) 工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となる工場等の新増設を行う事業者が、当該新増設に伴って行うものであること 当該新増設に係る工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定申請期限の日までに認定申請すること 当該新増設に係る工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付申請期限の日までに交付申請すること	経費の50%以内 (本社移転 60%)	200万円/年 (本社移転 240万円)
6	認定必要 工場緑地推進事業助成金 製 企業活動支援課	緑地の設置を行う場合 (1) 工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となる工場等の新増設を行う事業者が、当該新増設に伴って行うものであること 当該新増設に係る工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定申請期限の日までに認定申請すること 当該新増設に係る工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付申請期限の日までに交付申請すること	経費の50%以内 (本社移転 60%)	200万円/年 (本社移転 240万円)

工場等を新設・増設したい

対象者 **製** 製造業者 **物** 物流業者 **全** 全業種 **個** 個人
団 商店街振興組合等の団体

※ **認定必要** は事業を開始する前に認定申請が必要です。 ※ **本社移転** は市外からの本社機能移転を伴う場合のものです。

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
7	認定必要 インフラ整備 事業助成金 製物 企業活動支援課	① 道路の新設及び改修を行う場合 ② 水路の新設及び改修を行う場合 ③ 水道管の敷設を行う場合 ①②③共通 (1) 工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となる工場等の新増設を行う事業者又は市内の土地(住居系地域を除く)への物流施設(建物の延べ面積が1,000平方メートル以上かつ建物投資額が2億円(中小企業者については1億円)以上であり、建築確認を行う物流業者が、当該新増設に伴うものであること (2) 公共の用に供するものであること (3) 投資額が100万円以上のものであること (①②③の投資額合算は不可) 当該新増設に係る工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定申請期限の日(物流施設の新増設に伴うもの場合は、当該新増設の着工30日前)までに認定申請すること 当該新増設に係る工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付申請期限の日(物流施設の新増設に伴うもの場合は、物流施設の建物について、最初に固定資産税を課された年度の6月末日)までに交付申請すること	経費の50%以内 (本社移転 60%)	3,000万円/年 (本社移転 3,600万円)
8	認定必要 エネルギー発電 設備投資事業 助成金 製 企業活動支援課	太陽光等の自然エネルギーを利用した出力10kW以上の発電設備又は電気自動車用充電器等の設置を行う場合 (1) 工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となる工場等の新増設を行う事業者が、当該新増設に伴って行うものであること 当該新増設に係る工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定申請期限の日までに認定申請すること 当該新増設に係る工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付申請期限の日までに交付申請すること	経費の20%以内 (本社移転 24%)	200万円/年 (本社移転 240万円)
9	認定必要 立地用地取得 事業助成金 製 企業活動支援課	土地を取得した日から5年以内に工場等及び物流施設の操業又は事業を開始する場合 (1) 工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となる工場等の新増設を行う事業者が、当該新増設に伴って行うものであること 当該新増設に係る工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定申請期限の日までに認定申請すること 当該新増設に係る工場新増設事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付申請期限の日までに交付申請すること	固定資産(土地)に係る 評価額の5%以内 (本社移転 6%)	5,000万円/年 (本社移転 6,000万円)
10	立地企業 新規雇用事業 助成金 製 企業活動支援課	工場等の新増設に伴う雇用を行う場合 (1) 工場新増設事業助成金、既設工場取得事業助成金、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象となる工場等の新増設を行う事業者の、当該新増設に伴う雇用であること (2) 工場等を取得した日を起点として、6月前から1年後までの間で、新たに常用雇用従業員を雇用すること (3) 助成対象とする従業員全員が市内に住所を有すること 工場等を取得した日を起点として1年と30日以内に交付申請すること	従業員1人につき 30万円	1,500万円/年

設備投資をしたい

対象者 **製** 製造業者 **物** 物流業者 **全** 全業種 **個** 個人
団 商店街振興組合等の団体

※ **認定必要** は事業を開始する前に認定申請が必要です。 ※ **みなし同一事業者 NG** は代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者間での事業を対象外とするもの。

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
1	認定必要 設備投資事業 助成金 製物 企業活動支援課	設備投資を行う場合 (1) 市内において自己の用に供する設備への投資であること (2) 固定資産税の対象となる償却資産のうち、「第2種機械及び装置」、「当該償却資産に付随する第1種構築物の建物附属設備(市長が適当と認めるもの)」又は「第5種車両・運搬具」であること (3) 当該年度における固定資産税の対象となる、助成対象償却資産の取得価額の合計が1億円(中小企業者については1,000万円)以上であること (4) 設備導入時に取得し、取得した初年度に償却資産台帳に計上される設備であること 1月から10月の間に取得するものは、取得する年の4月から9月末日までに認定申請すること 11月から12月の間に取得するものは、取得する年の4月から取得30日前までに認定申請すること	固定資産(助成対象償却資産)に係る評価額の5%以内	500万円/年
2	デジタル化事業 助成金 全 企業活動支援課	① アナログで行っている業務のデジタル化の場合 (1) 市内において自己の用に供するシステム等であること (2) 春日井商工会議所の専門家派遣を活用し、専門家の診断を受けた上で実施するものであること (3) 主に特定の業務の効率化や自動化等によって事業者の生産性向上に資するものであること みなし同一事業者 NG 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること ② デジタルで行っている業務のより適したデジタル化の場合 (1) 市内において自己の用に供するシステム等であること (2) 春日井商工会議所の専門家派遣を活用し、専門家の診断を受けた上で実施するものであること (3) 主に特定の業務の効率化や自動化等によって事業者の生産性向上に資するものであること みなし同一事業者 NG 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること	対象経費(リース料又はシステム利用料においては、12月分の額)の50%以内	10万円/年
3	認定必要 (②のみ) BCP関連事業 助成金 全 企業活動支援課	① 事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画の策定又は改訂を行う場合(1事業者につき1年度あたり1回までの助成) (1) 策定が義務付けられているものを除く みなし同一事業者 NG 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること ② 防災関連設備等の整備を行う場合 (1) 事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画に基づいて、非常時において使用するもの(設置が義務付けられているものを除く。)であること (2) 投資額(リース契約の場合は、リース期間における支払予定額の総額)が100万円以上のものであること みなし同一事業者 NG 着手30日前までに認定申請すること 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること	対象経費の50%以内	50万円/年
			対象経費(リース料においては、12月分の額)の20%以内	300万円/年

設備投資をしたい

対象者 **製** 製造業者 **物** 物流業者 **全** 全業種 **個** 個人
団 商店街振興組合等の団体

※ **認定必要** は事業を開始する前に認定申請が必要です。 ※ **みなし同一事業者NG** は代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者間での事業を対象外とするもの。 ※ **新規** は令和8年4月から創設した助成金です。

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
4	工業振興共同事業助成金 全 企業活動支援課	工業団地協同組合が単独若しくは共同で、又は事業者が共同で通勤バス等の通勤支援業務委託又は事業環境整備を行う場合 (1) 工業団地協同組合又は3社以上(3分の2以上が製造業者で、子会社を除くものに限る。)の事業者が連携して行うものであること (2) 通勤バス等の通勤支援業務委託、案内看板、集中浄化槽、従業員共同駐車車場等の工業集積地内の共同設備の整備事業のいずれかに該当すること みなし同一事業者NG 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること	対象経費の20%以内	50万円/年
5	新規 製造現場環境改善事業助成金 製 企業活動支援課	製造現場の気温対策又は粉じん対策に資する設備投資や改修等を行う場合 中小企業 (1) 市内において自己の用に供する設備への投資であること (2) 工場の製造現場の気温対策設備の整備にあつては、冷暖房設備であること (3) 工場の製造現場の粉じん対策にあつては、換気装置又は空気清浄機であること (4) 投資額の合計が10万円以上であること みなし同一事業者NG 着手30日前までに認定申請すること 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること	対象経費の20%以内	50万円/年

研究・開発をしたい

対象者 **製** 製造業者 **物** 物流業者 **全** 全業種 **個** 個人
団 商店街振興組合等の団体

※ **認定必要** は事業を開始する前に認定申請が必要です。 ※ **みなし同一事業者NG** は代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者間での事業を対象外とするもの。

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
1	産学共同研究等事業助成金 全 企業活動支援課	大学又は研究機関に新技術、製品、サービス、試作品等の開発、設計又は計測等を委託等する場合 みなし同一事業者NG 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること	対象経費の50%以内	50万円/年
2	特許取得事業助成金 全 企業活動支援課	日本国特許庁への特許の出願又は出願審査請求を行う場合 中小企業 (1) 市内において引き続き6月以上事業を営んでいること又は春日井商工会議所の推薦を受けていること (2) 特許の出願又は出願審査請求を行う者であること (3) 事業活動のために行っているものであること (4) 出願又は出願審査請求の手続きを、必要な資格を有する者に依頼し、手数料等の支払いが生じていること 出願日又は出願審査請求日から90日以内に交付申請すること	対象経費の50%以内	50万円/年 (1回の事業につき10万円)
3	認定必要 地域資源活用事業助成金 全 経済振興課	新商品開発等で、一般財団法人地域総合整備財団が行う補助事業の交付対象となる場合 法人 一般財団法人地域総合整備財団が行う補助事業の公募期間末日の30日前までに認定申請すること 一般財団法人地域総合整備財団が行う補助事業の完了報告書提出期限の30日前までに交付申請すること	対象経費の2分の1以内	一般財団法人地域総合整備財団の補助上限額

販路拡大等をしたい

対象者 **製** 製造業者 **物** 物流業者 **全** 全業種 **個** 個人
団 商店街振興組合等の団体


※ **みなし同一事業者NG** は代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者間での事業を対象外とするもの。

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
1	展示会出展事業助成金 全 企業活動支援課	展示会・見本市等へ出展する場合 (1) 出展の際に展示販売等を行わないものであること (2) 市が主催又は共催する展示会・見本市等でないこと (3) 主たる目的が事業者間取引(BtoB)であること みなし同一事業者NG 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること	対象経費の50%以内	50万円/年
2	クラウドファンディング事業助成金 全 経済振興課	クラウドファンディング(購入型に限る。)等を行う場合 中小企業 (1) 春日井商工会議所の専門家派遣を活用し、専門家の診断を受けた上で実施するものであること (2) 自社で取り扱う製品・サービス等であること 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること	対象経費の20%以内	50万円/年
3	地域貢献事業助成金 全 企業活動支援課	文化、教育等のメセナ活動又は地元の祭り、催事等の地域コミュニティイベントを実施する場合 (1) 地域貢献として実施するものであること(事業活動の一環として行う祭り、催事等は除く。) (2) 投資額が50万円以上のものであること みなし同一事業者NG 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること	対象経費の20%以内	30万円/年
4	専門家派遣活用事業助成金 全 企業活動支援課	独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人あいち産業振興機構の行う専門家派遣事業を利用する場合 事業を行った翌年度の6月末日までに交付申請すること	専門家派遣事業における負担額の50%以内	50万円/年

人材を育成したい




対象者 **製** 製造業者 **物** 物流業者 **全** 全業種 **個** 個人
団 商店街振興組合等の団体



※ **みなし同一事業者 NG** は代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者間での事業を対象外とするもの。

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
1	全 企業活動支援課 	1 研修事業助成金 ① 公的研修(オンラインで実施するものを含む。)を受講する場合 中小企業 (1) 市内の事業所に所属する経営者及び従業員が受講するものであること (2) 受講者が研修を修了していること (3) 自社の業務に必要な研修であること (4) オンラインのものについては、リアルタイム対話で、予め日時が定められていること (5) 市が主催又は共催する研修でないこと (6) 次の者が主催するものであること ・独立行政法人中小企業基盤整備機構 ・職業能力開発促進センター ・愛知県職業能力開発協会 ・商工会議所、商工会 ・国又は地方公共団体 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること	受講料の50%以内	30万円/年 (1回の事業につき5万円)
		② 民間研修(オンラインで実施するものを含む。)を受講する場合 中小企業 (1) 市内の事業所に所属する経営者及び従業員が受講するものであること (2) 受講者が研修を修了していること (3) 自社の業務に必要な研修であること (4) オンラインのものについては、リアルタイム対話で、予め日時が定められていること (5) 市が共催する研修でないこと (6) 公的研修の実施機関(①の(6))以外が主催するもので社内研修でないこと (7) 受講者が製造業及び物流業の事業所に主に勤務していること みなし同一事業者 NG 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること	受講料の20%以内	

人材を確保したい

対象者 **製** 製造業者 **物** 物流業者 **全** 全業種 **個** 個人
団 商店街振興組合等の団体

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
1	全 経済振興課 	1 奨学金等返済支援補助金 奨学金等の返済を行っている従業員(以下「支援対象者」という。)に対して、奨学金返済のための手当等を支給した場合 中小企業 (1) 市内に事業所を有し事業を行っている法人であること (2) 支援対象者との雇用契約に定年を除く雇用期間の定めがないこと (3) 支援対象者が取締役等役員の3親等以内の親族でないこと (4) 支援対象者を雇用保険、厚生年金及び健康保険に加入させていること (5) 支援対象者が市内在住であること (6) 支援対象者が愛知県が行う奨学金返済支援の補助対象期間内の者でないこと 毎年12月末日までに支払った手当等について、当該年度の3月末日までに交付申請すること	対象経費の50%以内	支援対象者1人につき8万円/年
2	全 経済振興課 	2 中小企業退職金共済事業助成金 中小企業者の育成と従業員の福祉増進を図るため、新たに退職金共済制度に加入した場合 (1) 退職金共済契約の当事者であること (2) 勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度又は春日井商工会議所の特定退職金共済制度に加入していること (3) 助成金の交付申請の日の属する年の前々年の5月1日から前年の4月30日までの間に、前項の共済制度への新規加入契約が成立し、加入当初から引き続き1年以上当該共済に従業員を加入させていること	従業員1人につき年間掛け金額の10%以内	なし
3	全 経済振興課 	3 就職支援サイト掲載事業助成金 就職支援サイトに求人情報を掲載する場合 (1) 市内に本店を有する法人又は市内に事業所を有し、事業を行っている個人事業主であること (2) 企業の人材確保等を目的として開設された掲載料有料のウェブサイトに掲載すること (3) 過去1年間において、就職支援サイトに有料で求人掲載をした実績がないこと (4) 過去2年間において、本助成金の交付実績がないこと (5) 就職支援サイトへの掲載期間が1年以上であること 就職支援サイトへの掲載を終了した日から3月以内に交付申請すること	対象経費の50%以内	25万円/年

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
4	全 経済振興課 	4 就職フェア出展事業助成金 就職フェア等へ出展する場合 中小企業 (1) 自社の市内事業所における雇用のための出展であること 事業を完了した日から30日以内に交付申請すること	対象経費の50%以内	10万円/回 (年3回まで)
5	個 経済振興課 	5 首都圏人材確保支援事業補助金 東京圏から市内に移住し就業又は起業した場合 (1) 東京23区に5年以上在住又は東京圏に5年以上在住し、かつ東京23区に所在する勤務地に5年以上通勤した者であったこと (2) 移住後1年以内の申請であること (3) 就業の場合、週20時間以上の無期雇用であり、就業後3ヶ月以上が経過していること 春日井市に転入後3か月以上1年以内に申請すること	世帯の場合100万円 単身の場合60万円	—

金融支援を受けたい

対象者 **製** 製造業者 **物** 物流業者 **全** 全業種 **個** 個人
団 商店街振興組合等の団体

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
1	全 経済振興課 	1 小規模企業等振興資金融資信用保証料助成金 小規模企業等振興資金の融資を受けた場合 (1) 市内に主たる事業所を有していること (2) 市内の金融機関を通じた申込であること 取扱金融機関から融資を受けた後1月以内に交付申請すること	信用保証料の90%以内 (小口資金の場合は100%、保証条件変更に係るものは75%以内)	50万円
2	全 経済振興課 	2 創業資金融資利子補給補助金 創業前及び創業から1年以内に創業資金の融資を受けた場合 (1) 市内で事業を行っていること (2) ㈱日本政策金融公庫又は市内金融機関の創業融資であること ただし、信用保証協会付きの融資は除く 毎年12月末日までに支払った利子について、当該年度の1月末日までに交付申請すること	第1回利子支払日から36月までの支払利子額以内	10万円/年
3	全 経済振興課 	3 小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 ㈱日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金(マル経)の融資を受けた場合 小規模事業者 (1) 市内で事業を行っていること (2) 春日井商工会議所の推薦があること 対象期間に係る利子の支払完了後、3月以内に交付申請すること	第1回利子支払日から12月までの支払利子額の50%以内	10万円

工場等の新増設

設備投資

研究・開発

販路拡大等

人材育成

人材確保

金融支援

創業支援

商店街等活性化

地域資源活用

商工会議所の取組

工場等の新増設

設備投資

研究・開発

販路拡大等

人材育成

人材確保

金融支援

創業支援






商店街等活性化

地域資源活用

商工会議所の取組

創業支援を受けたい



対象者  製造業者  物流業者  全業種  個人
 商店街振興組合等の団体

No.	制度・事業名	助成要件	助成額	限度額
1	創業事業補助金  経済振興課 	創業後5年以内の者が官公庁への書類申請に伴う経費、創業に伴う事業所開設の工事費、広報費のいずれかを負担した場合 (1) 市内に本店を有する法人又は市内に住所及び事業所を有し事業を行っている個人事業主であること (2) 認定特定創業支援事業によるいずれかの支援を受けた創業者であること 創業した日から5年を経過した日までに交付申請すること	対象経費の50%以内	30万円/年
2	産業競争力強化法に基づく支援 (登録免許税の軽減・創業関連保証の特例・新創業融資の自己資金要件充足)  経済振興課 	創業に関する支援を受ける場合 (1) 認定連携創業支援等事業者(春日井市、商工会議所、地域金融機関等)が行う特定創業支援等事業(「創業塾」、「継続した個別相談」、「専門家派遣」等)において、経営、財務、人材育成、販路開拓の4項目を一定の期間以上にわたり、受講、支援を受けた方 (2) (1)の支援を受けたことが確認でき、春日井市の発行する「証明書」を発給された方 創業前から創業後5年以内	支援内容 (1) 会社設立時の登録免許税の軽減 (2) 創業関連保証の特例として、事業開始の6か月前から県信用保証協会付融資の申込が可能 (3) ㈱日本政策金融公庫の融資制度について、自己資金要件を満たしたものととして申込可能、貸付利率を基準金利より引き下げて利用可能 (4) 小規模事業者持続化補助金(創業型)の申請対象になる ※(1)は市内での創業に限る	
3	創業サポート窓口 (ワンストップ相談窓口) 	(1) 市内で創業を考えている方 (2) 創業前の市場の開拓、ビジネスモデルの構築、資金調達・資金相談、事業計画書の作成などの相談をしたい方 創業前から創業後5年以内	支援内容 認定連携創業支援等事業者(商工会議所、地域金融機関等)による創業相談、特定創業支援等事業(創業塾等)の紹介	

商店街等を活性化したい

対象者  製造業者  物流業者  全業種  個人
 商店街振興組合等の団体



※ **認定必要** は事業を開始する前に認定申請が必要です。

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
1	認定必要 (②のみ) 商店街地域交流促進事業助成金  経済振興課 	① 商店街振興組合等の団体が地域のにぎわいを創出し、住民の交流を促進する事業や、地域の見所やイベント情報を掲載したコミュニティ誌等の配布を行う場合 着手30日前までに交付申請すること ② 計画期間を3年として、地域商業の活性化その他の地域振興を図るために催事等の運営を行う場合 (1) 対象経費が20万円以上であること (2) 過去に認定を受けた事業でないこと 着手30日前までに認定申請を行うこと 認定後10日以内又は助成対象事業の着手10日前までに交付申請すること	対象経費の20%以内	30万円
			1 団体会実施する場合は、対象経費の30%以内(事業の2年目、3年目は評価により、対象経費の40%以内)	100万円
			3 団体会以上が共同により実施する場合は、対象経費の40%以内(事業の2年目、3年目は評価により、対象経費の50%以内)	200万円

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
2	 経済振興課 	商店街環境整備事業助成金 商店街振興組合等の団体が施設整備を行う場合 (1) 対象経費が20万円以上であること (2) 年度内に1団体につき1事業に限る 着手10日前までに交付申請すること	対象経費の50%以内	200万円
3	 経済振興課 	商店街街路灯等電気料事業助成金 商店街振興組合等の団体が維持管理する街路灯、アーチ、アーケードに係る電灯料を支払った場合 5月31日までに交付申請すること	電灯料の50%以内 (アーケードについては75%)	なし
4	 経済振興課 	商店街防犯カメラ維持管理事業助成金 商店街振興組合等の団体が維持管理する防犯カメラに係る維持管理費(保守・点検費)を支払った場合(消耗品等は対象外) (1) 設置から1年以上経過していること 事業を完了した日から90日以内に交付申請すること	維持管理費の50%以内	5,000円/台
5	 経済振興課 	商店街空き店舗活用事業助成金 商店街振興組合等の空き店舗に入店する者が、賃借で空き店舗を活用するために改装及び改築を行う場合 商業者 (1) 商店街振興組合等の推薦があること (2) 当該店舗につき初回のものであること 着手10日前までに交付申請すること	店舗の改装費及び改築費の50%以内	70万円(1の助成金で認定された計画内の入店は120万円)

地域資源を活用してにぎわいを創出したい

対象者  製造業者  物流業者  全業種  個人
 商店街振興組合等の団体

No.	助成金の種類	助成要件	助成額	限度額
1	 経済振興課 	観光によるにぎわい創出事業補助金 地域資源を活用したにぎわい創出に資する次に掲げるいずれかの事業を行う場合 (1) 旅行商品の造成及び販売 (2) 土産品の企画開発及び販売 (3) 誘客イベントの開催 (4) ワークショップ、セミナー等の開催等による観光人材の育成 (5) その他地域資源を活用したにぎわいの創出が見込まれる事業 申請方法や期限については、お問い合わせください。	補助金の交付決定が初回の事業者等の場合は、対象経費の2/3以内 補助金の交付決定が2,3回目の事業者等の場合は、対象経費の1/5以内	30万円